

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例 新旧対照表（抜粋版）

現行	改正後
<p>1条から2条まで省略</p> <p>（基本的な考え方）</p> <p>第3条 共に安心して暮らせる愛ある社会づくりの基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 全ての市民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。</p> <p>(2) 障がい児者が社会を構成する一員として社会参加の機会を確保されるとともに、生涯を通じた教育、文化、スポーツ等で活動の場の充実が図られること。</p> <p>(3) 地域社会において、災害時等を含め、障がい児者が自分らしく安全かつ安心して生活することができるようにすること。</p> <p>(4) 障がい児者が生活する地域及び言語（手話を含む。）その他の意思の疎通のための手段の選択に係る機会の拡大が図られること。</p> <p><u>新設</u></p> <p>(5) 障がいのある人もない人も相互にコミュニケーションを図り、交流の機会を拡充し、連携し、協力して、相互理解の促進に取り組むこと。</p>	<p>1条から2条まで省略</p> <p>（基本的な考え方）</p> <p>第3条 共に安心して暮らせる愛ある社会づくりの基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 全ての市民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。</p> <p>(2) 障がい児者が社会を構成する一員として社会参加の機会を確保されるとともに、生涯を通じた教育、文化、スポーツ等で活動の場の充実が図られること。</p> <p>(3) 地域社会において、災害時等を含め、障がい児者が自分らしく安全かつ安心して生活することができるようにすること。</p> <p>(4) 障がい児者が生活する地域及び言語（手話を含む。）その他の意思の疎通のための手段の選択に係る機会の拡大が図られること。</p> <p><u>(5) 手話を使用する者にとって手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び啓発並びに手話を使用しやすい環境の整備に取り組むこと。</u></p> <p><u>(6) 障がいのある人もない人も相互にコミュニケーションを図り、交流の機会を拡充し、連携し、協力して、相互理解の促進に取り組むこと。</u></p>

第4条から第8条まで省略

(施策の推進)

第9条 市長は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりのため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 障がいに関する広報、意識の啓発及び理解の促進
- (2) 子ども若者発達支援センターと特別支援学校その他関係機関の連携による障がい児者の就学、進学、就労等に係る継続した支援の充実
- (3) 障がい児者（医療的ケア児を含む。）の相談支援体制の充実

新設

新設

新設

- (4) 関係者による協議の場の構築
- (5) 市民運動の促進

第10条から第11条まで省略

第4条から第8条まで省略

(施策の推進)

第9条 市長は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりのため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 障がいに関する広報、意識の啓発及び理解の促進
- (2) 子ども若者発達支援センターと特別支援学校その他関係機関の連携による障がい児者の就学、進学、就労等に係る継続した支援の充実
- (3) 障がい児者（医療的ケア児を含む。）の相談支援体制の充実

(4) 意思疎通を支援する者の養成

(5) 手話の習得及び使用並びに手話による情報の取得に関する環境の整備

(6) 手話文化の保存、継承及び発展

(7) 関係者による協議の場の構築

(8) 市民運動の促進

第10条から第11条まで省略